第３号意見書案

インボイス制度の事務負担軽減を求める意見書

令和５年10月に、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）が導入され、１年余りが経過した。

小規模事業者や個人事業者が多い免税事業者からの仕入れでは税額控除ができないため、取引から排除される恐れがあることなどを理由に課税事業者へ転換する事例も発生している。本来、法が想定していないケースといえる。政府は一定期間納税額を減額する税制措置や税務署での相談体制、小規模事業者等への支援措置を用意しているものの、このような措置が十分でないとの府内事業者の声もある。

　エネルギー価格や物価の高騰、人材不足が深刻化し、特に小規模事業者や個人事業者の経営環境が悪化の一途をたどる中、これら事業者は事業の継続や立て直しにこそ集中的に取り組む必要がある。大規模事業者であっても、税額控除可能な請求書とそうでない請求書が混在する状況は事務的に煩雑そのものであり、各事業者が経理事務の外注や事務処理のための人材を増やすことが、全体の生産性を損ねかねない。

よって、国においては、小規模事業者等の事務負担が増大する方へのサポートの拡大、DX導入等による事務負担軽減策を早急に打ち出すことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和７年３月　　日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

各あて

財務大臣

経済産業大臣

内閣官房長官

デジタル大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

大阪府議会議長

中谷　恭典